



令和3年12月

関係各位

東京税関

「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関は、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」を3つの使命とし、迅速で円滑な通関と同時に厳格な密輸取締りを行うために日々取り組んでおります。

税関における密輸取締りは、不正薬物のみならず、テロ関連物資、金地金やその他の不正事犯についても取締りを行っています。特に、不正薬物の押収量については、東京税関では本年1月から6月までの間で約211kgとなっており、深刻な状況が続いています。

また、昨今における国際的なテロ情勢や社会問題化している金地金の密輸入事犯など水際取締りに対する期待はより一層大きなものとなっております。

更に、年末においては輸出入貨物や国際郵便物の増加に伴い、出入国旅客を含めこれらに便乗した密輸等不正事犯の増加が懸念されることから、東京税関においては、本年12月13日(月)から12月21日(火)までの9日間を「年末特別警戒期間」として水際取締りを強化することといたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、不正薬物及びテロ関連物資に関する不審な情報並びに金地金の密輸に関する情報の他、不審物等に関する情報がありましたら、どんな些細なものでも結構ですので、最寄りの税関又は以下の連絡先までご一報下さいますよう併せてお願いいたします。

- ・密輸ダイヤル（24時間受付）0120-461-961
- ・東京税関ホームページ(www.customs.go.jp/tokyo/)「密輸情報提供のお願い」

